

上田市人権施策基本方針第二次改訂（案）

第1章 基本的事項

1 基本方針策定及び改訂の趣旨

上田市では、平成 18 年（2006 年）3月6日の合併にともない、新市として人権施策の統一を図るため、平成 20 年（2008 年）に「上田市人権施策基本方針」を策定し、これに基づき平成 24 年度（2012 年度）までの5か年の基本計画に沿って分野ごとにさまざまな人権施策を総合的に展開してきました。

また、市教育委員会は、平成 21 年（2009 年）3月に「上田市人権同和教育の基本方針」を策定し、これに基づき学校、家庭、地域、企業・職場などにおける人権同和教育と啓発を進めてきました。

平成 24 年度（2012 年度）には、社会経済情勢の急速な変化、情報技術の進展等を背景に、上田市人権施策基本方針及び上田市人権同和教育の基本方針を一本化して「上田市人権施策基本方針（第一次改訂）」を策定しましたが、その後、今日までの間に社会情勢は更に大きく変化しました。

女性、子ども、高齢者、障害者に対する差別などが依然として存在しており、ヘイトスピーチを含む外国人への差別やハラスメントなどの人権問題も大きな社会問題となっています。

また、インターネットやSNSの普及により、世界中の人々と容易に繋がることが可能になると同時に、個人に対する誹謗中傷やプライバシーの侵害といった深刻な問題が起きています。特に、新型コロナウイルス感染症が感染拡大する中で、感染者・濃厚接触者、医療従事者やその家族、外国人などに対する差別や誹謗中傷がなされ、インターネット上の悪質な書き込み、心ない言動などが広がりました。

犯罪被害者、性的マイノリティ（少数者）への偏見・差別など、新たな人権問題も発生しています。

このような最近の社会情勢や令和4年度（2022 年度）に実施した「人権に関する市民意識調査」の結果等を踏まえ、第二次改訂を行います。

2 基本方針の位置づけ

この基本方針は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（平成 12 年）、並びに「上田市人権尊重のまちづくり条例」（平成 19 年）に基づいています。

また、第二次上田市総合計画及び上田市自治基本条例（平成 23 年）の趣旨との整合性を図っています。

（1）上田市における人権尊重のまちづくりに向けて、課題を明らかにしたうえで、上田市が取り組むべき人権施策の基本的な方針を示すものです。

（2）人権施策の基本的な方針を踏まえ、上田市が目指す主な方向や施策を明らかにすることにより、学校、家庭、地域、企業・職場などあらゆる場面における、行政、市民、関係機関、関係団体などの自主的かつ積極的な行動を促すためのものです。

3 人権をめぐる動向

（1）世界の動き

20 世紀において、世界を巻き込んだ二度の大戦により多くの人命が失われました。特に第二次世界大戦においては、人権の侵害や抑圧が横行しました。その反省から、昭和 23 年（1948 年）12 月 10 日、第3回国連総会において「世界人権宣言」が採択されました。

世界人権宣言では「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎である（以下略）」とし、また、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心を受けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。」と表明しています。

この「世界人権宣言」の理念を実効あるものとするため、「国際人権規約」、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」、「児童の権利に関する条約」等の人権に関わるさまざまな条約が採択されました。また、人権に関するさまざまな宣言やテーマを定め国際社会が共通して国際年などの取組が行われました。

人権教育の取組みとして、国連は平成 7 年（1995 年）から平成 16 年（2004 年）までの 10 年間を「人権教育のための国連 10 年」として定め、各国に対し、「人権という普遍的文化」が構築されるよう人権教育に積極的に取り組むよう要請しました。

「人権教育のための国連 10 年」の終了後も、平成 17 年（2005 年）には、そのフォローアップを目的として、段階（フェーズ）ごとに重点領域を定め行動計画を策定する「人権教育のための世界プログラム」が採択され、「人権教育のための国連 10 年」は「人権教育のための世界プログラム」に引き継がれました。

また、平成 27 年（2015 年）の国連サミットにおいて、持続可能な開発目標（SDGs）を含む「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、人権を大きな柱に据え、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むものとされています。

人権課題の個別分野ごとの具体的な国際法は、平成元年（1989 年）に「子どもの権利条約」、平成 18 年（2006 年）に「障害者権利条約」、平成 19 年（2007 年）「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が採択されるなどの整備が進んでいます。更には、平成 23 年（2011 年）国連人権理事会で「人権を保護する国家の義務」「人権を尊重する企業の責任」「救済へのアクセス」の三つの柱から成り立つ「ビジネスと人権に関する指導原則」が承認されました。

■持続可能な開発目標（SDGs）と人権

●SDGsでは、「誰一人取り残さない」という脆弱な人々への視点を基本理念としており、持続可能な開発のための 2030 アジェンダの前文では、「すべての人々の人権を実現する」、「ジェンダー平等と全ての女性と女児の能力強化を達成する」と宣言しており、また、「人間」の項目において、「あらゆる形態及び側面において貧困と飢餓に終止符を打ち、全ての人間が尊厳と平等の下に、かつ健全な環境の下でその潜在能力を発揮できるようにする」など、全ての人間の尊厳と平等が強調されるとともに、貧困の解消やジェンダー平等の実現に向けた決意が示されています。

●上田市は令和4年5月に、SDGsの理念に沿った取り組みを推進する都市・地域の中から、特に、経済・社会・環境の三側面における新しい価値創出を通して持続可能な開発を実現するポテンシャルが高い都市として、「SDGs 未来都市」として選定されています。



(2) 日本の動き

昭和 22 年(1947 年)、わが国においては「基本的人権の尊重」を基本理念に掲げた日本国憲法が施行され、種々の人権施策を推進するとともに、国際社会の一員として「国際人権規約」をはじめ人権に関する諸条約に加入し、その具体的な取組を進めてきました。

特に、日本固有の人権問題である同和問題について、昭和 36 年(1961 年)に「同和対策審議会」が設置され、昭和 40 年(1965 年)に「同和問題の解決こそ國の責務である」と答申が出され、これを受けて昭和 44 年(1969 年)に「同和対策事業特別措置法」が施行され、各種の特別対策を講じてきた結果、実態的差別は大きく改善され平成 14 年(2002 年)に終了しました。

平成 9 年(1997 年)には、人権教育及び啓発と人権侵害被害者の救済に関する施策推進を國の責務と定めた「人権擁護施策推進法」(5か年の時限法)が施行されるとともに、同年、「人権教育のための国連 10 年」国内行動計画を策定し、関係府省での取組が開始されました。

平成 11 年(1999 年)には、同法に基づき設置された「人権擁護推進審議会」から、「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項」が答申されました。

更に、平成 12 年(2000 年)に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を施行し、平成 14 年(2002 年)には、同法に基づく「人権教育・啓発に関する基本計画」(平成 23 年一部変更)が策定されました。國は、この基本計画に基づき、人権が共存する人権尊重社会の早期実現に向け、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進していくこととしています。

その後、差別を解消することを目的とした法律として、平成 28 年(2016 年)に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)」、そして「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)」という人権に深く関わる、いわゆる人権三法が施行されました。

令和元年(2019 年)には、アイヌ民族を法律として初めて「先住民族」と明記し、独自の文化を生かした地域振興策のための交付金制度などが盛り込まれた「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律(アイヌ施策推進法)」が施行されました。

また、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」や「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」などの個別の人権問題に関する法整備が進められる中、令和2年(2020 年)には「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(パワーハラスメント防止法)」が施行され、更には、「ビジネスと人権に関する行動計画」が策定されるなど、人権尊重社会実現への条件を整えてきました。

(3) 長野県の動き

長野県においては、平成 11 年(1999 年)3月に「人権を尊重し差別のない明るい長野県づくり」を目標とした「人権教育のための国連 10 年長野県行動計画」を策定、平成 15 年(2003 年)4月に、國の法律を受けて「長野県人権教育・啓発推進指針」が策定され、平成 22 年(2010 年)2月に少子高齢化、国際化、情報化の進展など社会情勢の変化に適切に対応した人権政策をより総合的に推進するため、県人権政策審議会の答申に沿った「長野県人権政策推進基本方針」が策定されました。

この基本方針は、長野県における人権政策の基本的な考え方や方向性を示すもので、県では、基本理念に掲げる「人権が尊重される長野県づくり」に向け、各種人権施策を推進しており、長野県教育委員会においては、平成 23 年(2011 年)3月に人権教育指導の手引きの改訂版である「人権教育推進プラン」が策定されました。

また、「障害者差別解消法」の施行を契機に、長野県は啓発活動等に取り組んできましたが、令和4年(2022 年)4月に、障がいの有無に関係なくお互いの個性を尊重し支え合い生かし合う社会の実現のために、県や市町村、県民、事業者の責務や役割を明らかにした「障がいのある人もない人も共に生きる長野県づくり条例」が施行されました。

更に、近年、全国で凶悪犯罪が頻発するなど犯罪被害者等支援の重要性がますます高まるとともに、SNS 等による誹謗中傷や周囲の者からの二次被害など、犯罪被害者等は一層困難な状況に直面しています。このような状況の中、犯罪被害者等が抱える課題を解決し、誰もが安心して暮らすことのできる社会の実現を図るため、令和4年(2022 年)4月に「長野県犯罪被害者等支援条例」が施行されています。

また、性的マイノリティの方が、大切なパートナーとともに、その人らしい人生を送ることができるよう、生活上の障壁を取り除くことを目指し、パートナーシップ届出制度を令和5年(2023 年)8月1日に施行しました。

(4) 上田市の動き

平成 18 年度(2006 年度)に設置された「上田市人権擁護審議会」の審議を経て、平成 19 年(2007 年)4月に「上田市人権尊重のまちづくり条例」を施行し、この条例に基づき、平成 20 年(2008 年)10 月に「上田市人権施策基本方針」を策定しました。その後、平成 21 年(2009 年)3月に教育委員会において、学校、家庭、地域、企業・職場などにおける人権同和教育と啓発を進めるため、「上田市人権同和教育の基本方針」を策定しました。

また、新しい上田市の行政と市民の目指す方向として、人権が尊重され、誰もが誇りを持ち能力を發揮できるまちづくりを築くため「優しい思いやりあふれる人権尊重都市宣言」を平成 22 年(2010 年)2月 25 日に議決宣言しました。

平成 24 年(2012 年)に「人権に関する市民意識調査」を実施し、上田市人権施策基本方針及び上田市人権同和教育の基本方針を一本化した「上田市人権施策基本方針(第一次改訂)」を平成 25 年(2013 年)3月に策定し、様々な人権施策を推進してまいりました。

しかしながら、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人等に関わる人権問題が依然として存在するとともに、性的マイノリティやひきこもりなど、新たな人権課題も顕在化してきています。

こうした人権侵害が行われることなく、一人ひとりの人権が尊重される社会を実現するため、令和 4 年(2022 年)に実施した「人権に関する市民意識調査」の結果や上田市人権尊重のまちづくり審議会での議論を踏まえ、上田市人権施策基本方針の第二次改訂を行いました。

第2章 基本理念

1 基本理念

上田市人権尊重のまちづくり条例の前文においては、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である。世界人権宣言がうたうこの理念は、人類普遍の原理であり、日本国憲法が保障する基本的人権と法の下の平等も、かかる原理に基づくものである」としています。

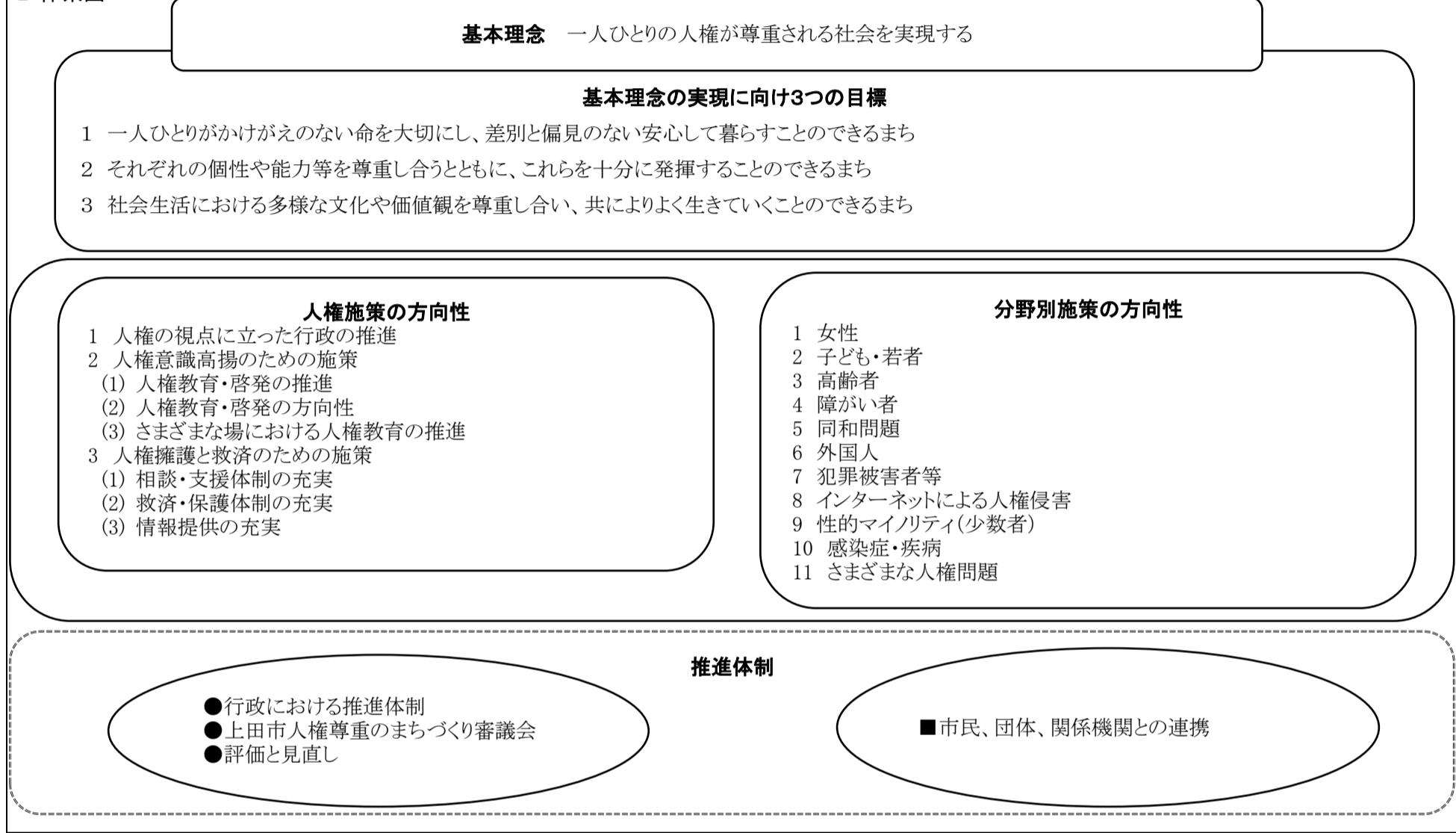
そして、上田市が目指す「人権尊重のまちづくり」として、上田市民憲章には「共に尊重し合い 平和を愛し やさしさあふれるまち」と定め、また都市宣言では、人権が尊重され、誰もが誇りを持ち能力を発揮できるまちを築くため、「優しい思いやりあふれる 人権尊重都市」と宣言しています。この考え方をもとに、人権施策の基本理念を次のように定めました。

「一人ひとりの人権が尊重される社会を実現する」

この基本理念の実現に向けて、次の3つのまちづくりを目標とします。

- (1) 一人ひとりがかけがえのない命を大切にし、差別と偏見のない安心して暮らすことのできるまち
- (2) それぞれの個性や能力等を尊重し合うとともに、これらを十分に発揮することのできるまち
- (3) 社会生活における多様な文化や価値観を尊重し合い、共によりよく生きていくことのできるまち

2 体系図



第3章 人権施策の方向性

上田市における人権施策は、女性、子ども、高齢者などの各分野におけるそれぞれの計画に基づいて、相談、支援、救済などの事業を実施してきました。また、教育と啓発については、同和問題を人権教育の中心に位置づけ、さまざまな人権課題に対応した取組を推進し、人権尊重の意識や態度を育む事業を継続的に実施してきました。

しかし、令和4年(2022年)に行った「人権に関する市民意識調査」によると、女性、外国人において差別や偏見があると答えた人は前回調査より増え、同和問題においては差別意識がまだ残っていると答えた人は依然として半数を超えるなどの現実が明らかになっています。また、性的マイノリティ(少数者)に関しては、LGBTQの言葉の認知度が若い世代ほど高くなっています。

人権が尊重され、差別や偏見のない社会を実現するためには、市民一人ひとりが、人権尊重のまちづくりの担い手であることを認識し、傍観者ではなく推進者とななければなりません。

また、人権施策の推進について、上田市人権尊重のまちづくり条例では「あらゆる人権問題の解決に向けて、市民の人権意識の高揚を図るための教育及び啓発に関する事業をはじめ、市政のすべての分野において総合的かつ計画的な施策を推進するものとする。」(第4条)と述べています。

これらを踏まえ、「人権の視点に立った行政の推進」、「人権意識高揚のための施策」、「人権擁護と救済のための施策」を基本施策に据えて推進します。

1 人権の視点に立った行政の推進

市行政全ての分野において人権の視点に立ち総合的に施策を推進することで、人権が尊重される社会の実現を目指します。

また、職員一人ひとりが、人権行政の担い手であることを自覚するとともに、研修等により資質の向上と人権意識の高揚を図ります。

2 人権意識高揚のための施策

(1) 人権教育・啓発の推進

人権尊重の社会を実現するためには、市民一人ひとりが人権尊重の意義及び様々な人権問題についての理解と認識を深め、自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して人権を相互に尊重し合うことが重要となります。同時に、人権問題を自らの課題と捉え、人権を尊重する社会を築いていく意欲と実践力を高めることができます。

人権教育と人権啓発により、市民の人権尊重の精神が態度や行動などにおいて、日常的に発揮できるようにすることを目指します。

(2) 人権教育・啓発の方向性

上田市では、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」及び「人権教育・啓発に関する基本計画」、「長野県人権政策推進基本方針」及び「長野県人権教育推進プラン」の方針に沿うとともに、本方針の基本理念を踏まえ、学校、家庭、地域、企業・職場などさまざまな場を通じて人権教育及び啓発を推進します。

(3) さまざまな場における人権教育・啓発の推進

① 学校

学校、幼稚園・保育園などにおいては、人権教育を全ての教育活動の根底に据え、教育活動全体を通して人権に関する正しい理解と認識を深めるとともに、命

の大切さや他人の痛みが理解できる心、お互いの違いを認め合う心など豊かな人間性を培い人権感覚を高めることで、いじめなどあらゆる人権侵害を許さない態度や実践力の育成を図ります。

幼児期は、命の大切さや豊かな心情を育む教育を行い、学齢期においては、発達段階に応じて身近な事象と結び付け考えられる課題を設定し、意欲的かつ主観的に解決する学習や、人権を尊重し合う人間関係を築くため、コミュニケーション能力の育成や向上につながる教育を行うとともに、問題に気づき問題を解決していく生きる力の育成を図ります。

これらの教育活動を行う教職員の人権感覚を磨き、指導者としての力量を高めるため、各小中学校単位で行う「学校人権同和教育研究事業」や中学校区単位で行う「中学校ブロック教職員人権同和教育研修会」の充実を図ります。また、発達段階に適した学習活動を計画的に進めるため、幼稚園・保育園から大学までの担当者で構成する「学校等人権同和教育主任会」により相互の連携と取組の充実を図ります。

② 家庭

家庭は、基本的な社会性を身につけるなど、子どもの人格形成や人権意識の形成に大きな影響を与えます。家庭ではまず家族がお互いの人権を尊重し合える関係を構築し、日ごろから意識して人権問題を話題として取り上げ話し合うことで、人権に関する正しい理解と認識を共有していくことが必要です。

そのために、家庭と学校、幼稚園・保育園が常に協力し合う体制づくりと、地域及びPTAなどで行われる人権教育や青少年教育により、家庭における人権意識の醸成に努めます。

③ 地域

地域における人権教育は、住民が人権問題を正しく理解し、解決に向けた意欲と実践力を育成することにあります。地域において、人権尊重の意識の醸成と、さまざまな人権課題への理解と認識を深めるため、住民に対する学習機会の提供や推進体制の整備、分館役員等の指導者の育成を図ります。

公民館が実施している自治会等と連携した人権同和教育事業においては、参加者の確保などが課題となっていますが、住民への周知方法の工夫や、住民が関心を寄せる話題をテーマとするなど、より多くの住民の参加を目指します。また、参加体験型や小グループによる話し合いなどを取り入れ、参加者が主体的に人権問題を取り組むことで、人権意識を高め日常の行動につなげます。

④ 企業・職場

企業の社会に与える影響がますます大きくなった現代社会では、企業も社会を構成する一員であり、企業は地球環境や人権に配慮した行動を行うべきであるとする「企業の社会的責任(CSR)」が強く求められ、国際的な動きも加速しています。

企業・職場には、パワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント、男女格差、障がいのある人や外国人の雇用などさまざまな課題があり、人権尊重の視点に立った職場づくりや企業活動が望まれています。従業員一人ひとりの人権が尊重される職場は、活性化され働きやすい職場となり、業績の向上と企業の評価につながります。

企業は、人権尊重のまちづくりの担い手であることから、職場における主体的な人権教育や研修が進むよう「上田市人権教育企業連絡会」と連携し、人権担当者に対する研修や新入社員等の研修が積極的に取り組まれるよう支援します。

⑤ 特定の職業に従事する者

特定の職業に従事する者とは、行政職員、教職員、消防職員、医療・保健関係者、福祉関係者などで、いずれも人権に関わりの深い職業であることから、一人ひとりが人権について正しい理解と深い認識を持ち、職務遂行に当たっては人権への配慮と誠実かつ公平であることが求められます。そのため人権尊重の視点に立った職務が遂行されるよう、人権に関する研修の充実を図ります。

特に、上田市の人権行政の担い手である市職員の研修の充実を図ります。

3 人権擁護と救済のための施策

(1) 相談・支援体制の充実

人権に関する問題は多様化しており、相談・支援体制の充実や相談窓口に関する情報提供が求められています。

人権相談においては、上田市の関係部署において個別に相談員を配置して相談業務を行っています。相談された人権問題が早期に解決が図られるよう法務局と人権擁護委員、警察署、消費生活センター、労働基準監督署などの各機関、また、NPOなど民間団体とも連携し、相談や支援が行えるよう体制の充実を図ります。

(2) 救済・保護体制の充実

人権が侵害された場合の被害者の救済と保護については、市民の人権意識の高まりとともに、その充実が求められています。

被害者の救済と保護については、国の関係機関(法務局、裁判所、労働基準監督署など)、県の関係機関(人権啓発センター、警察署など)及び上田市の関係部署(福祉、保健、教育など)などさまざまな機関が行っています。人権に関する問題の解決に向け各機関と連携し、必要かつ的確な救済と保護ができるよう体制の充実を図ります。

(3) 情報提供の充実

人権に関する相談・支援窓口及び救済・保護に関する情報を全ての人が得られるよう、情報提供の充実を図ります。

第4章 分野別施策の方向性

1 女性

(1) 現状と課題

女性も男性も、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合い、性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現は、21世紀最大の重要課題です。日本国憲法や世界人権宣言は男女の同権・平等を定め、「女子差別撤廃条約」は社会のさまざまな場面における女性差別の禁止を求めていました。また「男女雇用機会均等法」、「男女共同参画社会基本法」など、男女平等や女性の地位向上のためのさまざまな法律が整備されています。

国ごとの男女格差を測る指数として「世界経済フォーラム」が毎年発表している「ジェンダー・ギャップ指数」において、令和5年(2023年)6月に発表された2023年度版の日本の順位は、146カ国中125位と低く、先進7カ国(G7)の中でも最下位となっています。政治分野における女性議員の割合や、経済分野での女性管理職の割合が低いことが、日本の数値を下げる要因となっています。

また、さまざまな場面で女性であるがゆえに複合的に困難な状況に置かれている現実もあります。女性に対する就業環境の不公平さ、家事や育児、介護の負担、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス(DV)の被害などさまざまな問題があります。この背景には、私たちの社会や日常生活の中に「男は仕事、女は家庭」や「育児や介護は女の仕事」など固定的な性別役割分担意識が、根強く残っているからといえます。

更なる男女平等を進め、女性に対する差別や偏見をなくしていくためにも、さまざまな課題の解決に向け、男女が対等のパートナーとして互いに知恵を出し合うとともに責任を分かち合える社会の早期実現が必要です。

(2) 基本方針

「上田市男女共同参画条例」及び「上田市男女共同参画計画」などに基づき、女性への差別や偏見をなくし、互いの人権が尊重される男女平等社会を実現するため、男女が性別に関わりなく、一人の人間として個性と能力が発揮でき、ともに責任を分かち合う社会を目指していきます。

(3) 施策の方向

① ジェンダーギャップ(男女の格差)の解消など啓発の推進

○ 女性に対する偏見や差別意識の解消と固定的性別役割分担意識の解消に向け、さまざまな機会をとらえて啓発・教育活動を進めます。

② 政策や方針決定の場への女性の参画促進

- 行政、企業、地域などのさまざまな分野において女性が活躍できる場を広げ、政策や方針などの意思決定の場への女性の参画促進に取り組みます。
- 政策や方針決定の場に参画するための女性の人材育成や支援を行います。
- ③ あらゆる暴力の防止と根絶
- 関係機関・団体などと連携し、啓発活動の推進や相談体制の充実、被害者の安全確保や保護救済体制の整備などの取組を推進します。

2 子ども・若者

(1) 現状と課題

子どもも大人と同様に基本的人権が保障されています。更に、大人以上に人権を侵害されやすい子どもは、社会的に保護され、守られなければなりません。平成元年(1989年)国連は「児童の権利に関する条約」(子どもの権利条約)を採択し、日本も批准しています。平成12年(2000年)に「児童虐待の防止等に関する法律」(児童虐待防止法)が施行されました。平成25年(2013年)には、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的として「いじめ防止対策推進法」が施行されました。平成26年(2014年)には、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されてきました。

しかしながら、いじめ、不登校、ヤングケアラー、貧困、虐待や児童ポルノ、更には子ども自身が犯罪に巻き込まれてしまうなど、子どもたちを取り巻く環境は、ますます厳しくなってきており、深刻な社会問題となっています。

そこで、令和2年(2020年)には、親の体罰禁止や児童相談所の体制強化、DV対応機関との連携強化などを規定した「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が施行されました。更に、令和5年(2023年)には、こども施策を総合的に推進するため、「こども基本法」が施行されました。

令和4年(2022年)に行った「人権に関する市民意識調査」では、子どもの人権が守られていないと思う場面として、「子どもの意見を大人が尊重しないこと」と回答した人は、53%となっています。

いじめや不登校などで悩んでいる児童生徒の早期発見、早期対応に努め、児童生徒や保護者などが抱えるさまざまな悩みを解消するためには、個々のケースに応じた対応が必要で、ひきこもり等により、社会との関係が築きづらく、孤立しがちな子どもや若者の支援も必要です。

また、最近は人間性や社会性を育む集団的体験や行動の減少、家庭や地域の教育力の低下、規範意識の希薄化などから家庭と地域の教育力を高めることが必要とされています。

更に、女性の社会参加や経済的理由などから家事や育児と仕事の両立、また子育ての不安感の軽減のための子育て支援が求められています。

(2) 基本方針

「上田市子ども・子育て支援事業計画」、「上田市教育支援プラン」などに基づき、全ての子どもたちが自らをかけがえのない存在として実感できるとともに、相手を尊重し、互いに支え合えるまちづくりを進め、心豊かな子どもを育てていく社会を目指します。

(3) 施策の方向

① 子どもの人権に関する教育の推進

○ 子どもが自分の大切さとともに、他の人の大切さを認めることができる人権感覚を育成するための保育や教育を推進します。

② 子どもを虐待から守る取組の推進

○ 関係機関・団体などのネットワークを広げ、相談支援体制の充実を図ります。

○ 子どもが被害者となる事件や事故を防止するため、関係機関・団体などと協働し、地域で子どもの安全を守る取組を進めます。

③ 相談・支援の充実

○ いじめや不登校などの問題に悩む児童生徒の早期発見と早期対応に努めます。

○ いじめや不登校などの悩みを抱える児童生徒や保護者に対して、関係機関・団体などが連携して、相談・支援を行います。

○ 相談窓口に関する情報について児童生徒や保護者に周知を図ります。

④ 青少年健全育成の取組の推進

○ 青少年の人権を守り、健全な育成を進めるため、地域や関係団体などと連携して環境づくりや非行防止活動などを行います。

○ インターネットやSNSの利用拡大に伴うトラブルの増加を踏まえ、学校・家庭・地域が連携した情報モラル教育の充実を図ります。

⑤ 子育て支援の充実

○ 多様な保育サービスの提供をはじめ、子育てに必要な支援情報の提供を行い、安心して子育てができる環境づくりを進めます。

⑥ 若者と社会をつなぐ支援

○ ひきこもりの状態にある人に対する偏見等を解消するため、理解促進を図ります。

○ ひきこもり等により社会との関係が築きづらく孤立しがちな子どもや若者と社会をつなぐ支援や居場所づくりの充実に取り組むとともに、相談窓口の周知に努めます。

3 高齢者

(1) 現状と課題

上田市の高齢化率は、令和6年(2024年)1月1日現在、●.●%で、今後も団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年度(2040年度)まで、高齢者数は増え続け、高齢者のみの世帯や一人暮らしの高齢者、介護を必要とする方や認知症高齢者の増加が予想されます。

この超高齢社会の進展に伴い、介護を必要とする方や認知症の方が住み慣れた地域で安心して生活を継続できるようにするためには、住まい・医療・介護などが一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の更なる深化や地域福祉の推進に向けた取組が求められています。

上田市では、平成18年(2006年)の「高齢者虐待防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)」の施行にともない、「高齢者虐待防止対応マニュアル」を策定し、高齢者虐待防止に向けた施策を推進しています。また、令和3年(2021年)には、「第8期上田市高齢者福祉総合計画」を策定し、高齢社会をめぐる課題に対応した施策を推進しています。

認知症などで判断能力を十分に発揮できない方の成年後見制度の利用支援などのために、平成24年(2012年)に設置された「上小国域成年後見支援センター」により、高齢者の権利擁護の促進と支援を進めています。

高齢者が年齢に関係なく意欲と能力に応じて働くことができる安定的な雇用の場が求められています。また、高齢者が虐待、特殊詐欺や悪質商法などの被害に巻き込まれるケースが後を絶ちません。このようなことから高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる社会づくりが求められています。

(2) 基本方針

「上田市高齢者福祉総合計画」などに基づき、高齢者が心身ともに健康で、生きがいを持ち、個人の尊厳が保たれ、それぞれが望む生活を可能な限り住み慣れた地域で継続できる社会を目指します。

(3) 施策の方向

① 高齢者的人権を尊重する意識啓発の推進

○ 高齢者への尊敬や感謝の心を育むなど人権意識の啓発を行います。

② 高齢者が安心して生活できる環境づくりの推進

○ 住み慣れた地域で安心して、生活できるよう包括的ケアが提供される環境づくりを推進します。

○ 特殊詐欺や悪質商法などの被害から守るため、高齢者などへの啓発や情報提供を行います。

③ 高齢者の社会参加や生きがいづくり活動の支援

○ 地域活動などを通じて社会参加ができるよう、高齢者への生きがいづくり活動を支援します。

○ 経験や知識、技術を活かし、高齢者の意欲と能力に応じて就業できるよう支援します。

④ 高齢者の権利擁護の充実

○ 認知症などにより判断能力を十分に発揮できない方の権利を守るため、関係機関と連携し成年後見制度の普及と活用を促進します。

⑤ 相談体制の充実

○ 高齢者やその家族が気軽に相談できる体制を充実します。

4 障がい者

(1) 現状と課題

障がい者を含む全ての人々にとって住み良い平等な社会づくりを進めていくためには、国や地方公共団体が障がい者に対する各種施策を実施していくだけでなく、社会全体で障がい者に対して十分な理解をし、配慮していくことが必要です。

平成 5 年(1993 年)に、すべての障がい者は社会を構成する一員として、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されることを示した「障害者基本法」が施行され、平成 16 年(2004 年)には障がいを理由とする差別禁止の規定が追加され、平成 23 年(2011 年)には「障がい者」の定義が改められるとともに「社会的障壁」の定義が設けられました。

平成 24 年(2012 年)には自治体への通報などを義務付けた「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」が施行されました。

平成 28 年(2016 年)には、不当な差別取扱いの禁止と、合理的配慮の提供を定めた「障害者差別解消法」が施行されました。なお、合理的配慮の提供は、行政機関等は義務、事業者は努力義務とされてきましたが、同法の改正により、2024 年(令和 6 年)4 月から事業者も義務化されることとなります。

上田市では、障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、令和 2 年(2020 年)7 月、「上田市手話言語の普及及び視聴覚障害者等の意思疎通手段等の利用促進に関する条例」を施行しました。

また、令和 3 年(2021 年)から「第 3 次上田市障がい者基本計画」、「第 6 期上田市障がい福祉計画」及び「第 2 期上田市障がい児福祉計画」に基づき、障がい者福祉の向上とサービス体制の確保など、障がい者施策の総合的な推進を図っています。各地域自治センター及び障害者総合支援センターの 5 箇所には、「障がい者虐待防止センター(虐待通報窓口)」を設置し、障がい者の虐待防止に向けた施策を推進しています。障がい者の権利を守るため、「上小圏域成年後見支援センター」を設置し、成年後見制度についての情報提供や申請方法などの相談・支援を進めています。

(2) 基本方針

「上田市障がい者基本計画」などに基づき、障がいのあるなしにかかわらず互いに支え合い、ともに地域でいきいきと生活していくことができる「共生社会」の構築を基本理念とし、障がい者が住み慣れた地域で、その人格と個性が尊重され安心して自立した生活ができるように障がい福祉サービスの提供と合わせ、差別や偏見など「心のバリア」のない社会を目指します。

(3) 施策の方向

① 障がい者に対する理解の促進

○ 地域社会の中で、障がい者の人権尊重と権利擁護が図られるよう、障がいや障がい者に対する理解と認識を深めるための啓発を行います。

② 障がい者の自立と社会参加の促進

○ 障がい者の自立を図るために、障がい福祉サービスや保健、医療、介護予防施策の充実、包括的教育の確保と充実、及び雇用や就労支援などの促進に向けた取組を推進します。

○ 障がい者との交流やコミュニケーション支援の充実、スポーツや芸術文化活動の振興を通じて、障がい者の社会参加を推進します。

③ 障がい者が安心して生活ができる地域づくりの推進

○ 障がい者が安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進するため、公共的建築物などのユニバーサルデザインの考え方を踏まえた地域の環境づくりを推進します。

④ 障がい者の権利擁護の充実

○ 障がい者の権利を守るため、関係機関と連携し成年後見制度の普及や活用を促進します。

⑤ 相談体制の充実

○ 障がい者やその家族が住み慣れた地域で安心した生活ができるように、相談や支援を行います。

5 同和問題

(1) 現状と課題

わが国の歴史的過程で形づくられた身分的差別によって、国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられてきました。同和問題は、これらの人々が、今なお結婚を妨げられたり、就職で不公平に扱われたり、その他日常生活のうえでいろいろな差別を受けるという、わが国固有の人権問題です。

昭和 44 年(1969 年)に同和地区住民の社会的、経済的地位の向上を不当にはばむ諸要因を解消するという目標をもった「同和対策事業特別措置法」が施行さ

れ、国を挙げて様々な取組が行われました。

その結果、同和地区の生活環境はおおむね改善されましたが、教育、就労などの生活課題をはじめ、同和地区出身者であることを理由とする差別は、今なお残っています。「身元調べ」を目的とした戸籍関係書類の不正取得や、同和地区への偏見に根ざしたインターネットやSNSなどにおける差別的書き込みや地区の特定など、同和地区出身者を苦しめている現実があります。

平成28年(2016年)には、「部落差別解消推進法」が施行されました。同法では、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、部落差別は許されないものであるとの認識が示されています。

令和4年(2022年)に行った「人権に関する市民意識調査」では、「同和問題について今も差別が根強く残っている」「改善されてきているが、まだ残っている」と回答した人は、56%となっています。

上田市での同和教育においては、幼稚園・保育園、小学校、中学校、高校、大学などや公民館における住民の学習、解放子ども会の活動、企業における同和教育の実践を進めてきました。また、人権啓発としては上田市人権啓発推進委員会による啓発活動を行っています。

この問題の解決には、一人ひとりが同和問題について、一層理解を深め、自らの意識を見つめ直すとともに、自らを啓発していくことが必要です。

(2) 基本方針

「上田市人権施策基本方針」などに基づき、相談・支援体制の充実を図るとともに、同和問題に対する正しい理解と認識を深め差別意識の解消に向けた取組を推進し、差別のない明るい社会を目指します。

(3) 施策の方向

① 同和教育の推進

- 学校教育では、児童生徒が同和問題をはじめ多様な人権問題の解決を自らの課題としてとらえ、主体的に取り組もうとする態度や行動力を養います。また、授業研究や教職員研修などを通じ、学校間の連携を図ります。
- 地域においては、公民館等の社会教育施設を中心に、多様な学習機会の提供をします。
- 企業人権教育連絡会に働きかけ、人権意識の向上を図り、偏見や差別のない職場づくりを支援します。

② 啓発活動の推進

- 同和問題に対する正しい理解と知識を深めるため、上田市人権啓発推進委員会をはじめとする関係団体と連携を図りながら、講演会、研修会や広報誌、各種資料の提供を通して、啓発活動を推進します。

③ 相談事業の推進

- 同和問題に関するさまざまな相談に適切に対応するとともに、解放会館・解放センターや関係団体などによる相談活動を推進します。

④ 差別事象への適切な対応

- 人権が侵害される差別事象が発生したときは、関係機関・団体などと連携して適切な対応を行います。

6 外国人

(1) 現状と課題

上田市の外国人住民数は、令和6年(2024年)1月1日現在●人(●.●%)となっています。

新生上田市が誕生した平成18年の合併当時、市内においては、外国人の定住化が進み、日常生活をしていくうえで、教育、雇用や労働、健康保険や年金、医療や福祉、防災などさまざまな面で課題が生じていたことから、すべての人が国籍や民族、文化の違いを互いに認め合い、尊重し合って暮らすことのできる多文化共生社会の実現に向けて、平成19年(2007年)に国・県等の関係機関、市民ボランティア団体、企業、上田市等で構成する上田市外国籍市民支援会議により、「上田市多文化共生のまちづくり推進指針」が策定されました。この指針に沿って平成21年(2009年)12月に「上田市多文化共生推進協会(AMU)」が設立され、同協会を核として、多文化共生のまちづくりに向けた取組を行っています。

国における近年の動向として、平成24年(2012年)7月には、外国人登録法が廃止され、外国人についても、日本人と同様に住民基本台帳法の適用対象となりました。これにより、日本人と同様の基礎的行政サービスが受けられるようになりました。平成28年(2016年)6月には、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)」が施行され、本邦外出身者又はその子孫に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進していくことが定めされました。また、平成31年(2019年)4月には、出入国管理及び難民認定法の改正法が施行され、新たな在留資格「特定技能」が設けられることにより、市内の外国人人口の増加が見込まれており、国籍や民族の違いを超えて、互いの文化的差異や多様性を認め合い、対等な関係を築きながら、地域社会の構成員として共に生きていく多文化共生の地域づくりを推進していく必要があります。また、同年6月には、日本に住む外国人への日本語教育を推進するための「日本語教育の推進に関する法律」が施行されるなど、日本語の学習機会の確保、日本語教育の水準の維持向上などが必要とされています。

(2) 基本方針

「上田市多文化共生のまちづくり推進指針」などに基づき、外国人への必要な支援を行うとともに、国籍の異なる市民同士の交流を促進し相互の理解を深めることで、市民一人ひとりが自分と異なる文化、宗教、生活習慣などの多様性に対し寛容な態度を持ち、これを尊重することができる社会を目指します。

(3) 施策の方向

① コミュニケーションに関する支援

- 情報提供・相談を多言語で行う一元的相談窓口である「多言語相談ワンストップセンター」において、健康保険や年金、税金などに関する相談に対応します。
- 日本語を十分理解できない外国人に向け、多言語・やさしい日本語での情報提供や日本語の習得支援を行います。

② 生活に関する支援

- 外国籍児童生徒が日本社会において自ら未来を切り拓いていくよう、学習の機会を保障し、日本語能力に応じた学習支援に努めます。
- 適正な労働環境の確保、子ども・子育てや福祉サービスの適切な利用のための情報提供など、外国人の生活を取り巻く行政サービスの充実と利便性の向上に取り組みます。
- 防災の観点から、有事の際に適切な行動がとれるよう、緊急時の情報入手や初期対応などの防災意識の啓発を行います。

③ 意識啓発と社会参画支援

- 地域住民と外国人との交流の場の提供や地域住民に対する意識啓発を通して、多文化共生に関する理解を深めます。
- 外国人が自立し、構成員として地域に参画できるよう支援します。

- ヘイトスピーチ解消法の趣旨を踏まえ、ヘイトスピーチを解消していくため、文化等の多様性を認め、言語、宗教、生活習慣等の違いを正しく理解し、これらを尊重することが重要であるとの認識を深めるための啓発活動を推進します。

7 犯罪被害者等

(1) 現状と課題

近年、犯罪被害者やその家族への人権問題に対する社会的関心が高まっています。日本での犯罪被害者等への支援制度としては、昭和 56 年(1981 年)の「犯罪被害者等給付金支給法」の施行にはじまり、平成 16 年(2004 年)に「犯罪被害者等基本法」が施行され、地方公共団体に対しては、相談体制の整備など支援の取組みが求められています。また、同法により政府は、被害者等のための施策に関する基本的な計画を定めなければならないこととされており、令和3年(2021 年)4月、「第4次犯罪被害者等基本計画(令和3年度(2021 年度)～7 年度(2025 年度))」が策定されました。

長野県においては、令和4年(2022 年)3月に犯罪被害者等支援における基本理念や基本的施策等を定めた「長野県犯罪被害者等支援条例」が施行され、この条例に基づく「長野県犯罪被害者等支援推進計画」が策定されました。

犯罪被害者等は、犯罪という理不尽な行為により、身体や心が傷つけられたり、家族の命を奪われたりするなどの直接的な被害を受けるだけでなく、被害後に生じる周囲の人々の心無いことばや、メディアの報道などによるストレス、医療費や転居などに伴う経済的な負担、捜査や裁判での精神的な負担、事件に起因する精神的ショックや身体の不調など、いわゆる「二次被害」に苦しめられることもあります。

上田市においては、こうした犯罪被害者等の方々が抱える様々な問題に対応していくために、長野県や上田警察署、長野犯罪被害者支援センター等の関係機関と連携し、犯罪被害者等が置かれた状況に応じた適切かつ途切れることのない支援が必要であることから、令和6年4月「上田市犯罪被害者等支援条例」を施行し、この条例に基づき、犯罪被害者等の権利利益の保護を図り、市民誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現に向けて、総合支援窓口の設置、日常生活の支援、経済的負担の軽減、広報・啓発・教育等を柱とした施策を策定し、実施します。

(2) 基本方針

「犯罪被害者等基本法」や「上田市犯罪被害者等支援条例」などに基づき、犯罪被害者等の人権に対する配慮や保護が図られる社会を目指します。

(3) 施策の方向

① 犯罪被害者等支援に関する啓発の推進

- 犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について、市民等及び事業者の理解を深めるとともに、二次被害を防止し、犯罪被害者等を地域社会で孤立させないための広報、啓発、教育の充実に取り組みます。

- 学校、家庭及び地域社会と連携した命を大切にし、人権を尊重するための教育活動を推進します。

② 適切かつ途切れることのない犯罪被害者等への支援

- 犯罪被害者等が置かれた状況に応じ、関係機関等と連携して相談及び情報の提供等を行うとともに、日常生活の支援、経済的負担の軽減等を行います。

8 インターネットによる人権侵害

(1) 現状と課題

情報発信技術の発展によりインターネットが急速に普及し、多くの人が情報の収集や発信、コミュニケーションの利便性は大きく向上しました。

一方、発信者の匿名性も一つの要因となって、誹謗中傷や差別的書き込みなど、深刻な人権に関わる問題が発生しています。

このため、平成 14 年(2002 年)に「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(プロバイダ責任制限法)」が施行され、これに関連して「名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」が策定され、重大な人権侵害で被害者自身が被害の回復を図ることが困難な場合に、法務省人権擁護局や全国の法務局がプロバイダなどに削除を依頼することができるようになりました。

高度情報化社会の中において利便性が向上する一方で、インターネットを利用するに当たっては、特性と影響を十分理解し、情報の収集や発信における利用者のモラルを高める必要があります。

また、小・中学生などの青少年のインターネット利用が年々増加し、誹謗中傷の書き込みやメールなど青少年が加害者や被害者になり、トラブルに巻き込まれる事案も発生しています。こうした状況の中、平成 21 年(2009 年)に「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」が施行され、インターネット関係事業者にフィルタリングの提供を義務化するなどの対策がされています。

しかし、悪質な人権侵害が後を絶たないから、利用者と保護者の人権啓発や相談窓口など青少年のインターネット利用環境の向上が求められています。

市民意識調査の結果では、インターネットによる人権侵害に関し、問題が起きていると思う事柄で最も多いものは、「他人を誹謗中傷する表現を掲載する」(90.6%)で、平成 29 年(2017 年)調査と比べ、11 ポイント増加しています。これに次いで「出会い系サイトなど犯罪を誘発する場となっている」(70.9%)が多く、平成 29 年(2017 年)調査と比べ、9 ポイント増加しています。

インターネット等情報通信技術(ICT)については、今後も普及・発展が見込まれることから、インターネット等を利用する個人一人ひとりがプライバシー・名譽・情報モラルについて正しい理解を深めるための啓発が重要となっています。

インターネット上での人権侵害や個人情報の流出等に関わる問題に対して適切かつ迅速に対応するため、相談窓口の整備と周知に努める必要があります。

(2) 施策の基本方針

「上田市スマートシティ化推進計画」などに基づき、インターネットを利用する一人ひとりが、情報化社会がもたらす影響について十分理解し、情報の収集や発信における利用者のモラルを身につけ、インターネットによる人権侵害のない社会を目指します。

(3) 施策の方向

① インターネットによる人権侵害の防止に向けた教育・啓発

- 個人のプライバシー・名譽に関する正しい理解に加え、インターネットの特徴とその影響、情報の収集・発信における個人の責任や情報モラルについて理解を深めるための教育・啓発の充実を図ります。

- 学校においては、情報を正しく安全に利用できるための情報リテラシーを深める教育を推進します。そして、有効活用の具体的方法や情報セキュリティの知識、ルールづくりの必要性について理解を深める啓発に家庭と連携しながら取組むとともに、インターネットによる人権侵害などに対応する人権教育を推進します。

② インターネットをめぐる人権侵害事案に対する適切な対応

- 長野県等の関係機関と連携しながら、インターネットモニタリングなどに取り組むとともに、悪質な人権侵害事案については、表現の自由に配慮しつつ、法務

局、長野県等の関係機関と連携を図りながら、プロバイダ等への削除要請など適切に対応します。

③ 相談体制の構築

- インターネットによる人権侵害の相談に対応するため、関係機関と連携した相談体制を整えます。

9 性的マイノリティ(少数者)

(1) 現状と課題

性的指向により恋愛や性愛の対象が同性または両性である人や、身体の性と心の性(性自認)が一致しないため違和感に悩む人(「性的少数者」や「LGBT もしくは LGBTQ」)は、周囲の無理解により心ない目で見られるなど、偏見や差別の対象となっています。

そのため、偏見や差別を受けることを恐れて、性のあり方を周囲に打ち明けられず苦しむ人たちがいます。従来の性区分や性のあり方を前提とした価値観により、社会生活を送る上で支障を生じたり、不利益を強いられたりすることもあります。

我が国では、平成 16 年(2004 年)に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、一定の条件のもと、戸籍上の性別を変更する事が可能となりました。また、平成 20 年(2008)年には、同法の改正により性別変更できる特定の条件が緩和されました。更に、令和5年(2023 年)、「性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(LGBT理解増進法)」が施行されました。

教育分野では、平成 27 年(2015 年)に文部科学省から「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」が通知され、平成 28 年(2016 年)には、教職員向けの手引き「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について(教職員向け)」が作成されました。教職員の理解促進を通じて、悩みや不安を抱える児童生徒が相談しやすい環境づくりを推進しています。

「上田市人権に関する市民意識調査」では、性的少数者の人権で特に問題があると思う事柄は、「性的少数者に対する理解が足りないことが 63.9%で最も多く、次いで「差別的な言動をすること」、「じろじろ見られたり、避けられたりすること」なっています。すべての人の人権が尊重され、性別等の違いによって困難な状況におかれることがないよう、性の多様性についての正しい知識を身に付け、理解を深める必要があります。

(2) 基本方針

「上田市男女共同参画計画」などに基づき、講演会や研修会などを通じて、性の多様性に関する市民の理解を促進するとともに、性的少数者に関する悩みや困りごとに対する相談や性自認及び性的指向に関して悩みや不安を抱える児童生徒への適切な配慮を実施するなど、性的少数者の方々の生きづらさの解消に努めます。

(3) 施策の方向

① 性的マイノリティ(少数者)の人権に関する教育・啓発の推進

- 性の多様性に関する講演会やセミナーの開催、広報紙やホームページ等を活用した啓発活動に努め、家庭や職場、地域において、性の多様性が理解される取組を推進します。

② 性的マイノリティ(少数者)に寄り添った支援体制づくり

- 性的マイノリティ(少数者)の不安や悩みを解消するため、相談対応等支援に努めます。
- 公文書における性別記載については、法令等により性別記載が定められている場合など、業務上性別情報が必要な場合を除き、性別欄は設けないものとします。

- パートナーシップ届出制度の運用

③ 学校における性的マイノリティ(少数者)の理解促進

- 教職員が性の多様性に対する正しい理解を深め、児童生徒が安心して学校生活を送ることができる環境づくりを推進します。
- 児童生徒が性的マイノリティ(少数者)の人権にかかわる認識を深めることができる学習を行い、一人ひとりの生き方やあり方を尊重し、認め合う心を醸成します。

10 感染症・疾病

(1) 現状と課題

HIV やハンセン病などの感染症については、いまだ正しい知識や情報の普及が不十分で、今日においても、こうした感染症等についての理解不足から生じる人権問題が発生しています。

ハンセン病は、感染力が弱く、早期発見と適切な治療で完治する病気ですが、平成 8 年(1996 年)に「らい予防法」が廃止されるまで、国の隔離政策により、当事者は偏見や差別の中で厳しい人権侵害を受けてきました。平成 21 年(2009 年)に「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が施行され、ハンセン病患者であった方などに対する偏見や差別の解消、福祉の増進、名誉の回復等のための措置を講ずることとされました。

HIV 感染症は、その感染経路が特定している上、感染力もそれほど強いものでないことから、正しい知識に基づいて通常の日常生活を送る限り、いたずらに感染を恐れる必要はなく、近年では医学の進歩によりエイズの発症を遅らせたり、症状を緩和させたりすることが可能になってきています。

また、新型コロナウイルス感染症については、国内でも感染が拡大する中で、感染者や家族、医療従事者等への心ない言動やインターネットや SNS 等での差別的な書き込みなど、様々な人権問題が発生しました。こうした状況を受け、令和 3 年(2021 年)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」の一部が改正され、新型コロナ感染症に関する偏見や差別を防止するための規定が設けられました。

感染症に対する正しい知識の普及や理解を促進し、偏見や差別のない社会の実現に向けた取組を続けていく必要があります。

(2) 施策の基本方針

感染症に対する正しい理解を促進し、感染者や家族等の人権が守られ、安心して日常生活を営むことができる社会づくりに向けて施策を推進します。

(3) 施策の方向

① 正しい知識の普及・啓発と理解の促進

- HIV やハンセン病等の感染症や難病などについて正しい知識や理解を深めるための教育・啓発活動を推進します。
- 患者や感染者、その家族に対する偏見や差別意識を解消し、多様な人々が共生できる地域社会づくりに取り組みます。

② 感染症に関する情報発信と相談窓口の周知

- 新型コロナウイルス感染症に関する基本情報や感染予防対策等の情報発信や誹謗中傷、差別に関する相談窓口の周知に努めます。

11 さまざまな人権問題

(1) 現状と課題

今まで述べた人権問題のほかにも、次に掲げるようなさまざまな人権問題が存在します。

① ハラスメント

職場でのセクシュアル・ハラスメントや、立場の優位性を利用して人格や尊厳を傷つけるパワー・ハラスメントの顕在化、最近では、妊娠、出産を理由とする嫌がらせや解雇等の不当な処遇を行うマタニティ・ハラスメント等が社会問題化しています。

② 北朝鮮当局による人権侵害

拉致問題は、人間の尊厳、人権及び基本的自由の侵害であり、国家間の重大な人権侵害です。拉致問題については、広範な世論の支持と理解が不可欠です。

③ 地域社会の慣行による人権

地域社会にはさまざまな慣行や因習がありますが、中には合理性が無く差別的なものも見受けられます。

④ 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人が更正し、社会の一員として日常生活を営むためには、家族、職場、地域社会など周囲の人々の理解と協力が必要です。

⑤ ホームレス

さまざまな事情から公園などで生活を余儀なくされる人々がいます。そして、偏見や差別の対象となる場合があり、暴力事件なども発生しています。

⑥ アイヌの人々

アイヌの人々の民族としての歴史、文化、伝統及び現状に関する認識と理解を深め、アイヌの人々の人権を尊重していくことが重要です。

⑦ 災害と人権

平成23年(2011年)3月11日に発生した東日本大震災及びこれに伴う福島第一原子力発電所の事故は、放射能汚染による風評被害や被災者への差別的発言など大規模な災害がもたらす「人権侵害」について検証するきっかけとなりました。

本市では、災害時においても人権が守られ、安心した生活が送れるよう一人ひとりが正しい知識と思いやりの心を持ち問題を解決していくための意識の醸成を図ります。

また、人権に配慮した防災体制とともに、災害時の相談、援助、情報伝達など被災者の状況を踏まえた支援体制の確立に努めます。

ほかにも中国帰国人の人権や、人身取引に起因する人権問題などさまざまな人権問題が存在します。今後、これらに加え、新たに発生する人権問題にも意識や関心を高める必要があります。

(2) 施策の基本方針と方向

さまざまな人権問題については、新たに発生する課題も含めて、人権侵害の状況を把握するなど人権に関する課題をしっかりと見据え、必要な啓発や相談・支援に取り組んでいきます。

第5章 推進体制

一人ひとりの人権が尊重される社会の実現に向けて、上田市の人権施策を効果的に進めるため、市民との協働、関係機関・団体などと連携した取り組みを進めます。

1 行政における推進体制

○ 人権施策を総合的に進めるため、「上田市人権施策推進庁内会議」により、関係部局との連携を密にして施策の推進を図ります。

2 上田市人権尊重のまちづくり審議会

○ 市民、関係団体の代表者及び識見を有する者により構成される「上田市人権尊重のまちづくり審議会」は、人権施策基本方針に関する事項及びその他の事項について審議するとともに、人権施策の実施状況に対して意見を述べます。

3 市民、団体、関係機関との連携

○ 人権施策の推進に当っては、市民、自治会や人権啓発推進委員会、NPOなどの市民団体、企業、並びに国や県などを含む人権に関わる機関などと連携して効果的に取り組みます。

4 評価と見直し

○ この基本方針を実効性のあるものにするために、関係部局が実施した人権施策について、上田市人権尊重のまちづくり審議会の意見を基に評価を行うとともに、社会情勢の変化などに応じて適切な時期に方針の見直しを行います。

○ 必要に応じて人権に関する実態調査等を行い、その結果を分析、研究し施策に反映させます。